

## 介護関係事業者等の車両における駐車許可申請に係る留意事項について

平成18年6月の新駐車法制施行に伴い、平成19年9月1日に、神奈川県警察本部において、道路交通法施行細則の一部改正が行われ、同日付で施行されています。これを受け、介護関係事業者の車両が路上駐車する場合は全ての車両について、個々に駐車許可の手続きが必要となりました。

つきましては、神奈川県警察本部駐車対策課と問題点等を協議し、次のとおり、当面の駐車許可申請をする際の留意事項を取りまとめましたので、駐車許可申請時にご留意願います。

## 1 介護関係事業者等の車両については、すべて駐車許可の対象となります。

駐車許可をサービスの種別などで画一的に判断するのではなく、駐車せざるを得ない特別な事情を考慮し、日時・場所、駐車に係る用務等で判断することとなり、全ての介護保険サービスについて、事業者が所有する車両は、目的地ごとに所轄の警察署に駐車許可申請を行い、警察署長の判断により許可を受けることとなります。

なお、複数警察署に係る駐車許可は一括して申請することができます。

## 2 駐車場所を確認してください。

道路交通法では、バトカーなどの緊急車両であっても、交差点や歩道などの法定禁止場所では、駐車違反が適用されますので、駐車許可車両も同様、指定された場所に駐車するようにしてください。

## 3 緊急時には口頭で許可申請ができます。(神奈川県独自)

許可を受けようとする期間が2日を超えないもので、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認められるものについては、口頭で申請を行うことができ、通常の許可手続きに換えることができます。

訪問先を所管する警察署若しくは交番・駐在所に電話で口頭申請し、交付番号を受けてください。駐車する際に、メモ程度で構いませんので、この「交付番号」、「許可警察署名」及び「連絡先(勤務先でも可)」を記載した書面を車両前面の見やすい場所に掲示してください。

※駐車許可申請手続き、緊急時の対応の仕方については、神奈川県警察本部駐車対策課駐車対策係(電話045(211)1212内線5274)に、ご相談ください。

参考までに、警察署で配布している「介護関係事業者等の駐車許可申請(配布用)」を添付します。

介護関係事業者等の駐車許可申請（配布用）

1. 神奈川県道路交通法施行細則の一部改正

昨年6月の新駐車法制施行に伴い、国民の放置駐車に対する関心が高まり、駐車規制からの除外措置及び駐車許可制度に対する多数の意見や要望があったことから、今後の駐車秩序の一層の確立を図るため、駐車禁止等の交通規制からの除外措置及び駐車許可の在り方について、全国一斉に見直しを行いました。

神奈川県では、神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正し、9月1日から施行しています。

2. 介護関係等に使用する車両の申請（対応）

これまでは介護関係等に使用する車両について、駐車禁止除外で対応していましたが、今後は駐車許可の対応となります。

(1) 除外措置の対象とする車両について

今回の改正で除外措置の対象とする車両を大別して、

- 緊急自動車等の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に従事中の車両
- 身体障害者等で歩行困難な方が使用中の車両の2種類に整理しています。

(2) 今後の対応

- 今後につきましては、訪問介護等で利用者の居宅を訪問する場合には、あらかじめ訪問先の場所や訪問の日時を申請し、駐車許可を受けていただきます。

\* 有効期間の残っている除外標章は、有効期間が満了するまでの間はそのまま使用できますが、期限経過後は最寄りの警察署に返納してください。

(3) 駐車禁止除外と駐車許可の違い

駐車禁止除外と駐車許可には、次のような違いがあります。

ア 駐車禁止除外

公安委員会が駐車禁止規制を実施しているすべての場所で、日時を問わず駐車を可能とする。

イ 駐車許可

日時、場所、用務その他特定の場所に駐車しなければならない特別な事情について適切な審査を行い、その可否を決定する。

3. 駐車許可の審査は、

- (1) 申請日時が、通勤等で通行車両が多い時間帯等交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でなく、目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 申請場所が通行車両が多い幹線道路や幅員の狭いバス路線等交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、
  - 公共交通機関等の他の交通手段では、目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - 5分を超えない貨物の積卸し、その他、駐車違反とならない方法によることが著しく困難と認められる用務であること。
  - 道路使用許可に係る用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所の有無
  - 重量又は貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合は当該用務先の直近に駐車可能な場所がないこと。
  - その他にあつては、当該用務先からおおむね100メートルの範囲以内に駐車場等の駐車可能な場所がないこと。
 等を基準として行います。

#### 4 介護関係等事業者の駐車許可申請手続

申請方法については、車両ごとに駐車許可申請書を作成し、次の書類を添付して申請してください。

(1) 許可を受けようとする駐車に係る用途を疎明する書面(県知事の指定通知書等) (1部)

(2) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の地図 (1部)

ア 建物又は施設の名称、道路状況が判別できるもの

イ 許可を受けようとする駐車場所に印を付けたもの

(3) 訪問先一覧表(車両ごとに日時、場所を特定したもの。) (2部)

ア 日時場所を特定できないものについては、駐車許可の対象になりません。

イ 対象者を追加する場合は、訪問先一覧表(追加分2部)及び周辺の地図を提出してください。

ウ 対象者を削除する場合は、訪問先一覧表(削除分1部)を提出をしてください。

(4) 許可を受けようとする車両の自動車検査証のコピー (1部) (個人の車両は許可の対象となりません。)

(5) 許可を受けようとする車両の運転者の免許証のコピー (1部)

#### 5 複数警察署に係る駐車許可一括申請

複数警察署に係る駐車許可は一括して申請することができます。

(1) 申請書は、許可を受けようとする場所を管轄する警察署ごとに必要です。

(2) 申請は、許可を受けようとする事業所等の最寄りの警察署となります。

(3) 申請書類は次のとおりです。

ア 申請書を提出する警察署あての申請書類にあつては、

○ 訪問先一覧表は2部(警察署1部、申請者携帯用1部)

○ 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の地図 (1部)

○ 指定通知書等、車検証、免許証のコピー (1部)

イ その他の警察署あての申請書類にあつては、

○ 訪問先一覧表は3部(申請警察署1部・送付先警察署1部・申請者携帯用1部)

○ 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の地図 (1部)

○ 指定通知書等、車検証、免許証のコピー (2部)

(4) 駐車許可証は、申請書類を提出した警察署窓口で交付します。

(5) 一括申請した場合、書類の不備、指導事項、許可条件等で必要ある場合は各申請警察署担当者から連絡がありますので指示に従ってください。

(6) 一括申請については、個々の警察署に申請した場合よりも交付までに日数がかかります。

#### 6 緊急やむを得ない駐車許可

許可を受けようとする期間が2日を超えないもので、署長が緊急やむを得ない理由があると認められるものは、口頭で行うことができます。

#### 7 受付時間

平日午前8時30分から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時15分まで

(土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

#### 8 問い合わせ先

各警察署交通課交通総務係

神奈川県警察本部駐車対策課 駐車対策係 (045-211-1212 内線5274)